なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫　株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ビックカメラの役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条第５項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月26日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（ビックカメラ役員）は、株式会社ビックカメラが、特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行ったところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、その出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当することとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク負担割合は約31％となるから、同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日に、ビックカメラに匿名組合からの匿名組合清算配当金として4,920百万円（百万円未満切捨て。）が発生することはなく、これをビックカメラの特別利益として計上することはできないにもかかわらず、株式会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三者に仮装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生し、これを特別利益として計上することができる場合に該当するとして、

①　平成19年８月期連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日付で匿名組合清算配当金4,920百万円が発生しております」と記載した平成19年８月期有価証券報告書、及び

②　匿名組合清算配当金の計上等により、連結中間純損益が1,398百万円（百万円未満切捨て。）の利益であったにもかかわらず、これを7,145百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成20年２月中間期半期報告書

を参照書類とする目論見書を使用したところ、同目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成20年６月10日、同目論見書に係る売出しにより、同人が所有する80,000株のビックカメラ株券を60億3,680万円で売り付けた。

【課徴金額】　１億2,073万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月26日

2　犯則事件の調査・告発実績

⑴　犯則事件の調査の実施状況

平成20事務年度に告発した、オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件、株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑴⑵⑶については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施するとともに、必要な任意調査を実施した。

市場監視においては、日常絶え間なく市場等から情報を収集・分析し、問題事案を探知することが重要であるが、平成20事務年度の告発案件のなかには、証券監視委が嫌疑を抱いて調査に入るまでは、市場において高い評価を得ていた犯則嫌疑法人に係る粉飾事案もあった。証券監視委としては、一般投資者の投資判断の拠りどころとなる開示情報の信頼性を確保するため、引き続きディスクロージャーに関する不正に対する監視に強力に取り組んでいるところである。

⑵　告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、虚偽の有価証券報告書等の提出につき４件・11名について、証取法及び金商法違反の罪に該当するとして、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。

事　件　名	告発先
株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑴⑵⑶	さいたま地方検察庁検察官
オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件	広島地方検察庁検察官

証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行う旨を掲げ、内部者取引等流通市場における不正だけでなく、発行市場・ファイナンスにおける不正の監視にも強力に取り組んでいるところである。平成20事務年度に告発を行った粉飾事案においては、新規上場時を含めファイナンスに係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したことを告発対象事実に含むものが４件ある。証券監視委としては、不公正ファイナンス等に係る偽計の摘発とともに、ディスクロージャーに関する不正についても監視の目を光らせ、発行市場の信頼性の確保に努めていくこととしている。

⑶　告発事案の概要

①　オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の代表取締役社長等の犯則嫌疑者が、共謀の上、平成17年４月期及び同18年４月期の有価証券報告書並びに同18年９月15日提出に係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したものである。

本件は、上記虚偽有価証券報告書等の提出先が中国財務局長であったことから、広島地方検察庁検察官に告発を行ったものであるが、広島地方検察庁や中国財務局と連携しつつ、地方事案の調査を効果的・効率的に行ったものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が証取法（第197条１項等

重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出）に違反するとして、平成20年12月４日、広島地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年12月24日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を広島地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人オー・エイチ・ティー株式会社は、広島県福山市に本店を置き、工業用及び家庭用等電子応用機器並びにその製作機械等の製造販売等を目的とする会社であり、その発行する株券を東京証券取引所が開設するマザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者Ａは、犯則嫌疑法人の代表取締役社長として、同社の業務全般を統括管理していたもの、犯則嫌疑者Ｂは、犯則嫌疑法人の取締役管理部長等として、同社の管理部門の業務全般を統括管理していたもの、犯則嫌疑者Ｃは、犯則嫌疑法人の取締役総合企画部長等として、同社の投資家向け広報及び資本政策の企画、立案等の業務を担当していたものであるが

第１　犯則嫌疑者Ａ及び犯則嫌疑者Ｂは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し

①　平成17年７月28日、中国財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成17年４月期の連結会計事業年度につき、架空売上を計上するなどの方法により、犯則嫌疑法人の税金等調整前当期純損失が１億175万3,000円であったにもかかわらず、税金等調整前当期純利益を１億72万1,000円と記載した内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し